

2019年3月

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた皆さんへ

大阪工業大学 学生部長

## 日本学生支援機構の奨学金の返還に関するご注意

在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、毎月奨学金を返還されていることと存じます。また、今春の卒業生は10月から返還が開始されます。

奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、口座から引き落としができない方やそのための連絡がとれない方等が多く存在し、非常に苦慮しているということを日本学生支援機構から連絡を受けています。

日本学生支援機構の奨学金は、先輩奨学生からの返還金が後輩奨学生の原資になるという仕組みになっています。そのため、引き落としができないと後輩奨学生の奨学金貸与に支障をきたすこととなります。

また、奨学生であった皆様にとっても、引き落としができないと、返還できる状態であっても長期の延滞とみなされる恐れがあります。

本学では、そのような状況に陥らないよう、在学中から様々な機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて注意喚起のためホームページに掲載いたしました。

あなたの返還金は、口座からきちんと引き落とされていますか。あるいは、口座振替の手続きを行わず、また日本学生支援機構から請求書を受け取っても支払いを済ませていないことはありませんか。今一度確認し、そのような場合はしかるべき手続きを取ってください。

なお、既に返還済み、または在学届の提出や返還期限猶予などの手続き済みの方は、特に手続きの必要はありません。

### ■返還が困難になった場合

経済的な事由などで返還が困難であるときは、「減額返還制度」や「返還期限猶予制度」などの制度がありますので、至急、下記の日本学生支援機構の相談窓口に申し出てください。ご相談の際には、奨学生番号をお伝えください。

制度についての詳細は、「返還のてびき」または日本学生支援機構のホームページからご確認くださいだけです。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>

返還に関するご不明点は、下記の窓口までお問い合わせください

■日本学生支援機構相談窓口 ナビダイヤル

**0570-666-301**

■海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル

**03-6743-6100**

## 卒業生のみなさんへ・・・

### ➤ 卒業後の繰上返還や各種手続き・問い合わせについて

卒業後の奨学金の返還に関しての手続きや問い合わせがある場合は、大学ではなく日本学生支援機構へ連絡してください。また届出内容（住所や電話番号・連帯保証人/保証人等）に変更が生じた場合は、必ず日本学生支援機構に変更の届出をしてください。変更の届出を怠ると、不利益を被るのは皆さん自身になりますので注意してください。

### ➤ 奨学金の返還にあたっての注意事項

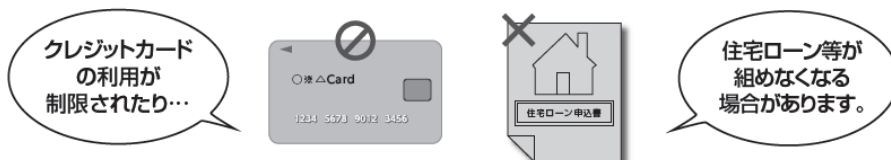
日本学生支援機構の貸与制奨学金を利用した皆さんは、返還を延滞すると、奨学金といえども民間ローンと同じように社会的ペナルティを受けることになります。

#### 返還を延滞したら・・・！

- ①延滞金の発生⇒延滞額に対して年5%が課せられます。
- ②返還の督促⇒本人・連帯保証人・保証人に文書郵送、電話で督促請求があります。
- ③個人情報情報機関への登録（延滞3か月以上～）  
⇒個人情報機関に延滞情報が登録されます。

#### 多重債務化の防止を目的として、

個人情報情報機関に延滞情報が登録されると…



⇒登録された情報は返還完了から5年後まで削除されません！

- ④裁判所を通じた法的処理⇒最終的に強制執行により給与や財産を差し押さえられます。

#### 返還が難しくなった時は 延滞になる前に奨学金返還相談センターに相談しましょう！

経済困難・失業・傷病・災害など返還できない事情が生じた場合に願い出ることができます。

- ①減額返還…1回あたりの割賦金を1/2もしくは1/3に減額して返還できます。  
(返還期間は適用期間に応じて延長されます・返還予定総額は変更されません)
- ②返還期限猶予…一定期間、返還を先延ばすことができます。